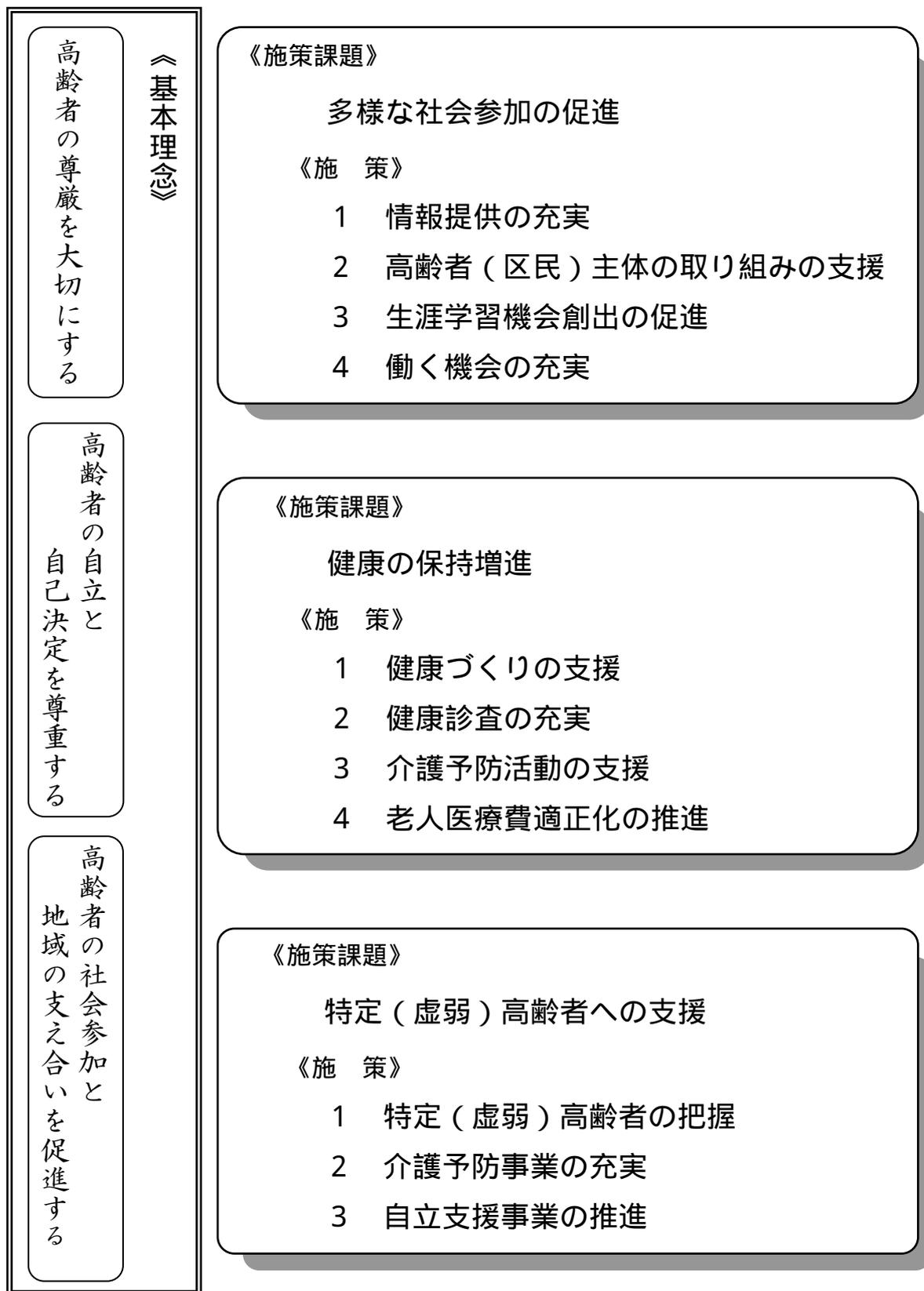


第 2 章 各論

[1] 施策の体系



《施策課題》

要支援・要介護高齢者への支援

《施 策》

- 1 予防サービスの充実
- 2 介護サービスの充実
- 3 介護保険サービスを円滑に利用するための支援
- 4 要支援・要介護高齢者への生活支援
- 5 認知症高齢者のケアの充実
- 6 介護者への支援

《施策課題》

保健福祉基盤整備と住まいの支援

《施 策》

- 1 住まいづくり・住まい方の支援
- 2 高齢者センター・敬老館の活用、整備
- 3 介護保険施設などの整備
- 4 地域密着型サービス拠点の整備
- 5 福祉のまちづくりの推進

《施策課題》

連携と支え合いの仕組みづくり

《施 策》

- 1 関係機関などの連携の推進
- 2 参加と協働による地域福祉活動の推進
- 3 地域における支え合いの推進
- 4 情報提供の充実
- 5 医療供給体制の充実
- 6 権利擁護と利用者保護の仕組みづくり

[2] 施策の方向と展開

.....

施策課題

多様な社会参加の促進

《施策》

1 情報提供の充実

《個別事業》

- (1) 社会参加ガイドブックの作成

《施策》

2 高齢者（区民）主体の取り組みの支援

《個別事業》

- (1) （仮称）地域福祉パワーアップカレッジ事業
- (2) 老人クラブへの支援
- (3) 高齢者サークルへの支援

《施策》

3 生涯学習機会創出の促進

《個別事業》

- (1) 講座（高齢者センター）
- (2) 寿大学
- (3) 寿大学通信講座
- (4) 人材情報バンク（「区民発」生涯学習出前講座）

《施策》

4 働く機会の充実

《個別事業》

- (1) シルバー人材センターへの支援
- (2) アクティブシニア支援事業への支援

現状と課題

平成 16 年現在、日本人の平均寿命（0 歳の平均余命）は男性が 78.64 歳、女性が 85.59 歳です。また、60 歳時の平均余命（年齢別の死亡率を基に各年齢の平均生存年数を計算したもの）は男性が 22.17 年、女性が 27.74 年で、60 歳で仕事を引退したとすると、20 年以上の長い期間にわたり地域を中心に過ごすこととなります。

この期間を余生としてではなく第 2 の現役期として前向きにとらえ、健康でいきいきと過ごすため高齢者の社会参加を促進する取り組みを充実させる必要があります。

高齢者のうち、元気と思われる方が約 8 割と推計（6 ページ参照）される中、高齢者をサービスの受け手としてのみとらえるのではなく地域社会を支える一員としてとらえ、高齢者の元気な力を活かしていく視点が大切です。

しかし、高齢者の社会参加に対する関心は必ずしも高いものではありません。町会やボランティアなどの活動をしている方は 15.5%（7、8 ページ参照）であり、今後、社会参加に対する関心を高めていくことが重要です。

1 情報提供の充実

【施策の方向】

高齢期における社会参加を促進するきっかけとなる情報などを積極的に提供していきます。

《個別事業》

(1) 社会参加ガイドブックの作成 [高齢社会対策課]

区民等と協働で高齢者の社会参加のきっかけづくりになるガイドブックを作成します。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
新規	未実施	社会参加ガイドブックの作成

[]は平成 18 年 4 月現在の担当組織（以下同じ）。

2 高齢者（区民）主体の取り組みの支援

【施策の方向】

さまざまな分野において、高齢者（区民）主体の社会参加が促進されるよう支援します。

《個別事業》

(1) （仮称）地域福祉パワーアップカレッジ事業 [高齢社会対策課]

高齢者をはじめとする区民の経験や能力を最大限に活かし、区民と協働で築く地域福祉を実現するため、（仮称）地域福祉パワーアップカレッジ事業を実施します。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
新規	未実施	カレッジ開設・2 コース設置 / 20 年度

「平成 18～20 年度の整備量・事業量等」の欄に「/ 20 年度」とある場合、記載してある内容は、20 年度時点での整備量・事業量等の見込み（以下同じ）。

(2) 老人クラブへの支援 [介護予防課]

高齢者が身近な地域で社会奉仕やいきがい活動を行う場として、さらに、介護予防の担い手としての老人クラブや老人クラブ連合会の活動を支援します。また、高齢者の価値観の多様化などに対応した魅力ある活動を展開し、団塊の世代をはじめとした多様な高齢者の集う場とするため、老人クラブや老人クラブ連合会に助言・指導を行います。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
充実	老人クラブ会員数 12,000 人	老人クラブ会員数 16,000 人 / 20 年度

(3) 高齢者サークルへの支援 [介護予防課]

高齢者サークルが実施する事業のうち、会員以外の参加者が新たに活動するきっかけを提供する事業について、その経費の一部を助成します。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
充実	助成団体数 20 件	助成団体数 25 件 / 年

「平成 18～20 年度の整備量・事業量等」の欄に「/ 年」とある場合、記載してある内容は、18～20 年度の各年度の整備量・事業量等の見込み（以下同じ）。

3 生涯学習機会創出の促進

【施策の方向】

高齢者の学習意欲に応えるため高齢者センターで講座等を開催するとともに、「練馬区生涯学習支援プラン 21」を踏まえ、生涯学習機会の創出を促進します。

《個別事業》

(1) 講座（高齢者センター） [高齢社会対策課]

高齢者のいきいきとした生活を支援するため、高齢者センターにおいて教養講座や各種教室を開催します。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
充実	教養講座・各種教室の件数 35 件 参加延べ人数 2,600 人	教養講座・各種教室の件数 50 件 / 20 年度 参加延べ人数 3,200 人 / 20 年度

(2) 寿大学 [生涯学習課]

高齢者の教養の向上を図るため、講演会・クラブ活動の内容などを充実するとともに、受講機会の均等化を図ります。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
継続	参加者延べ人数 4,172 人	参加者延べ人数 4,400 人 / 年

(3) 寿大学通信講座 [生涯学習課]

手書き文化の継承と俳句の技能向上を通じ高齢者の教養を高めるため、書道・俳句の添削講座を実施します。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
継続	参加者延べ人数 6,250 人	参加者延べ人数 6,290 人 / 年

(4) 人材情報バンク（「区民発」生涯学習出前講座） [生涯学習課]

地域のサークル団体などの要望に応じ、さまざまな趣味や特技を持つ方が講座を出前します。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
継続	登録講座数 88 講座	登録講座数 110 講座 / 20 年度

4 働く機会の充実

【施策の方向】

高齢者の高い就労志向に応えるため、元気で意欲のある高齢者の働く機会の充実を図ります。

《個別事業》

(1) シルバー人材センターへの支援 [高齢社会対策課]

高齢者にふさわしい仕事を引き受け、会員の経験や技能に応じて仕事を提供する公益団体であるシルバー人材センターの会員向け事業を支援します。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
充実	会員数 3,250 人 就業実人員 2,294 人	会員数 3,780 人 / 20 年度 就業実人員 2,646 人 / 20 年度

(2) アクティブシニア支援事業への支援 [高齢社会対策課]

高齢者に臨時的・短期的な仕事などを紹介するアクティブシニア支援事業（シルバー人材センターが運営）を支援します。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
充実	就職率（就職者 / 紹介者）48%	就職率 50% / 年

施策課題

健康の保持増進

《施 策》

1 健康づくりの支援

《個別事業》

- (1) 健康意識の啓発
- (2) 食に関連する事業の促進
- (3) 区民の主体的な健康づくり活動への支援
- (4) 健康づくりの運動の場と機会の提供
- (5) 食環境の整備

《施 策》

2 健康診査の充実

《個別事業》

- (1) 高齢者健康診査
- (2) がん検診

《施 策》

3 介護予防活動の支援

《個別事業》

- (1) 健康教育・健康相談
- (2) 認知症予防

《施 策》

4 老人医療費適正化の推進

《個別事業》

- (1) 制度の周知・啓発
- (2) 重複・頻回受診者訪問指導
- (3) 老人医療受給者別医療費の通知
- (4) 診療報酬明細書（レセプト）の点検
- (5) 適正化推進組織の設置

現状と課題

わが国は、健康で長生きするという「健康寿命」について世界トップクラスの水準にあります。この「健康寿命」をさらに延ばしていくためには、「自分の健康は自分で守り、つくる」という個人の努力とともに、個人を支援する地域や行政の支援体制の整備が大切です。

65歳以上の高齢者のうち約15%にあたる約18,000人が要支援・要介護状態となっています。その主な原因は、脳血管疾患などの生活習慣病や衰弱や転倒骨折などの老化現象となっています。特に、近年は老化（廃用症候群）に伴うものが増加しています。そのため、要支援・要介護状態にならないための介護予防の視点に立った健康の保持増進策に取り組むことが急務となっています。

しかし、「介護予防」が大事という考えが浸透していないため、生活習慣病予防のための健診事業が中心となっています。

地域住民に幅広く対応する介護予防一般高齢者施策（ポピュレーション・アプローチ）としての健康教育、健康相談等を通じて、生活習慣病予防を継続するとともに、介護予防の視点も取り込んだ事業展開が求められています。

健康づくりに取り組む地域の自主グループが、自らの健康づくりだけでなく、高齢者の健康づくりの担い手として地域で活躍できる仕組みづくりが求められています。

医療機関の受診が必要以上に重複し頻回である場合は、高齢者の健康保持の点から改善する必要があります。また、老人医療制度は、財源に公費（税金）が投入されています。高齢化の進行により全国的に医療費の伸びが著しい中、医療費の適正化を推進していく必要があります。

1 健康づくりの支援

【施策の方向】

老人保健事業の見直しにより「健康的な65歳」に代わり、「活動的な85歳」が新たな目標として掲げられました。「活動的な85歳」とは病気があったとしてもなお活動的でいきがいに満ちた生活を送っている新しい高齢者像です。「活動的な85歳」を実現するため、さまざまな健康づくり活動を展開していきます。

《個別事業》

(1) 健康意識の啓発

区民に対して、健康づくりに関わる十分な情報を的確に提供できる体制を整備します。

健康フェスティバル [健康推進課]

健康への関心と意識を高めるために、区民参加による区民主体の普及啓発の場として健康フェスティバルを充実します。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
充実	1 回開催 参加者 8,000 人	1 回開催 / 年 参加者 8,000 人以上 / 年

リーフレット（健康ねりま 21）の作成 [健康推進課]

生活習慣を見直し健康的な生活を送れるよう、リーフレット（健康ねりま 21）を作成します。より見やすく区民が活用しやすいよう見直しを行い、内容の充実を図ります。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
充実	5,000 部	5,000 部 / 年

(2) 食に関連する事業の促進

高齢者が自立した日常生活を営むためには、栄養状態を良好に保つことが大切です。適切な情報提供、栄養教育・栄養相談や食の自立支援のための事業を実施します。また、保健福祉施設および医療施設等の栄養関係者の連携のためのシステムづくりを推進します。

食生活講習会 [保健相談所]

高齢者の生活能力・機能の維持および増進を図るため、食品の選択や調理方法等について学べる講習会を開催します。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
充実	高齢者の食生活講習会 6 回	高齢者の食生活講習会 48 回 / 年

栄養管理サービスのネットワーク事業 [保健相談所]

「食」を通じて高齢者の保健福祉の向上を図るため、保健・医療・福祉施設の
仕事に携わる管理栄養士を中心とした栄養関係者の連携システムづくりを行います。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
充実	保健・介護福祉施設研修 1 回	栄養管理サービス会議（保健・医療・福祉）3 回 / 年

(3) 区民の主体的な健康づくり活動への支援

区民主体の健康づくり活動を継続性のあるものにするため、自主グループの活動
などを支援します。

自主グループ等への活動支援 [保健相談所]

健康づくりの自主グループや団体からの依頼により、健康教育等の支援を実施
します。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
充実	支援 70 グループ	支援 70 グループ / 年

総合型地域スポーツクラブ（SSC）の育成・整備 [スポーツ振興課]

区民が主体となり、会費制で運営する総合型地域スポーツクラブ（SSC）を
育成・整備し、スポーツ・レクリエーション活動の展開を図り、地域の健康づく
りを促進します。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
充実	区内 6 か所に N P O 法人の総合 型地域スポーツクラブを育成・ 整備	20 年度開設予定の（仮称）豊玉・ 中村地域交流センターの整備にあ わせて、総合型地域スポーツクラブ を 1 か所（計 7 か所）整備・育成し ます。

(4) 健康づくりの運動の場と機会の提供

スポーツ教室を活用し、高齢者の健康増進が図れるよう支援します。

スポーツ教室 [スポーツ振興課]

各種スポーツ教室の活用により、高齢者が日常的・継続的にスポーツが楽しめるよう支援します。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
充実	スポーツ教室 71 教室、参加者 19,570 人	スポーツ教室 71 教室、参加者 19,900 人 / 20 年度

(5) 食環境の整備

外食や加工食品の利用が増える中で、区民自身が栄養管理を行えるよう、食品栄養表示などの情報が収集できる体制づくりを進めます。また、給食施設で利用者の特性に応じた食事ができるよう支援します。

健康づくり協力店 [保健予防課]

生活習慣病予防の一環として、個人の健康状態に対応したメニューの選択ができるように、栄養成分を表示している店やヘルシーメニューを提供するなどの健康づくり協力店を増やします。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
充実	健康づくり協力店 180 店舗 講習会 2 回 事業者説明会 4 回	健康づくり協力店 300 店舗 / 20 年度 講習会 2 回 / 20 年度 事業者説明会 4 回 / 20 年度

栄養表示相談 [保健予防課]

食品等の栄養表示基準制度の促進と普及のため、事業者からの相談体制を整備します。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
充実	栄養表示相談 45 件	栄養表示相談 50 件 / 年

特定給食施設栄養管理講習会 [保健予防課]

特定給食施設（健康増進法で定義されている1回100食以上、1日250食以上の食事を継続的に提供している施設）において、施設特性に応じた栄養管理方法の充実と利用者への食育の推進を図れるよう、助言指導します。

区分	現況（平成17年度末見込み）	平成18～20年度の整備量・事業量等
充実	特定給食施設栄養管理講習会 1回、50施設 特定給食施設技術講習会 4回、200施設 特定給食巡回指導・来所指導 350回 特定給食施設栄養報告 4回、605施設	特定給食施設栄養管理講習会 1回、60施設/年 特定給食施設技術講習会 4回、200施設/年 特定給食巡回指導・来所指導 350回/年 特定給食施設栄養報告 2回、300施設/年

2 健康診査の充実

【施策の方向】

日ごろからの健康づくりに加え、病気の早期発見・治療のため、健康診査の役割は重要になっています。健康診査の見直しを行うとともに、内容の充実を図ります。

《個別事業》

(1) 高齢者健康診査 [健康推進課]

高齢者健康診査における健康診査の役割と医療の役割の整理を行う一方、健康診査後の指導の充実を図ります。また、生活機能評価に関する検査項目を追加し、介護予防事業との連携を図っていきます。

区分	現況（平成17年度末見込み）	平成18～20年度の整備量・事業量等
充実	対象者 124,000人 受診者 75,000人 受診率 60.5%	対象者 128,000人 / 20年度 受診者 78,000人 / 20年度 受診率 60.9% / 20年度

(2) がん検診 [健康推進課]

がんの早期発見・治療のために、区民にがん検診の必要性について啓発を行う一方、検査方法を見直し検診内容の向上を図ります。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
充実	胃がん検診 1,840 人 子宮がん検診 950 人 乳がん検診 720 人 肺がん検診 780 人 大腸がん検診 9,000 人 65 歳以上の高齢者の人数	胃がん検診 1,935 人 / 20 年度 子宮がん検診 1,040 人 / 20 年度 乳がん検診 780 人 / 20 年度 肺がん検診 900 人 / 20 年度 大腸がん検診 66,000 人 / 20 年度 65 歳以上の高齢者の人数

3 介護予防活動の支援

【施策の方向】

老人保健事業として実施してきた事業を介護予防一般高齢者施策(ポピュレーション・アプローチ)として位置づけ、つぎの事業を実施します。また、区民主体の継続的な活動を支援する認知症予防事業を充実します。

《個別事業》

(1) 健康教育・健康相談

高齢者の元気で長生きを応援し「健康寿命」の延伸を図るため、健康相談、健康教育の事業を推進します。 地域支援事業、見込量は 126 名参照

介護予防の小冊子 [健康推進課]

健康手帳にあわせ、介護予防に関する知識の普及・啓発のための介護予防の小冊子を作成し、健康相談、健康教育において活用を図ります。【新規事業】

健康教育教室 [健康推進課・保健相談所]

老化による体力の衰えを防ぎ、いつまでも健康でいきいきとした高齢期が過ごせるよう、運動・栄養・生活・歯科をテーマに健康教育を実施します。

また、介護予防の必要性について、家族全体の問題として高齢者自身に自覚・認識していただくため、講演会を実施します。

健康相談 [健康推進課・保健相談所]

従来から行っている運動・栄養・生活といった健康相談に加え歯科相談を実施するとともに、高齢者特有の身体状況にあわせた健康相談を実施します。

(2) 認知症予防

認知症は、脳血管疾患や筋骨系疾患と並んで要介護認定の主な原因疾患となっています。認知症を予防するため、地域型認知症予防プログラムなど具体的な活動を地域で実施します。区民が主体的・継続的に、効果的な認知症予防の活動に取り組めることを主眼とした活動の展開や、認知症予防に向けた地域づくりを図ります。

認知症予防の啓発 [介護予防課]

認知症予防の啓発を図るため、パンフレットの作成・配布、講演会などを実施します。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
充実	パンフレットの作成 10,000 部 講演会 3 回	パンフレットの作成 10,000 部 / 年 講演会 5 回 / 年 自主グループ・高齢者団体などへの 講座 10 回 / 年 地域での認知症予防ミニ講座 20 回 / 年

地域活動の育成・支援 [介護予防課]

認知症発症の遅延化を目的として、料理や旅行などの知的活動やウォーキングなどの有酸素運動を、小グループで行う地域型認知症予防活動プログラムを実施します。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
新規	未実施	地域型認知症予防プログラムの実 施 16 グループ / 20 年度

人材の育成 [介護予防担当課]

認知症予防に向けた地域づくりを進めていくため、認知症予防推進員を区民から募り、養成していきます。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
充実	認知症予防推進員 100 人 ・認知症予防推進員養成講座 1 回 ・認知症予防推進員フォロー 講座 1 回	認知症予防推進員 400 人/20 年度 ・認知症予防推進員養成講座 1 回/年 ・認知症予防推進員フォロー 講座 12 回/年 地域型認知症予防プログラムファ シリテーター 50 人/20 年度 地域型認知症予防プログラムサポ ーター 50 人/20 年度

4 老人医療費適正化の推進

【施策の方向】

高齢者の健康の保持・増進を図り医療費を適正な水準に維持していくため、健康づくりや介護予防などの中・長期的な取り組みの強化に加え、適正な受診の指導などの施策を推進していく必要があります。

《個別事業》

(1) 制度の周知・啓発 [高齢社会対策課]

区民に老人保健制度について理解してもらい、適正な受診と老人医療費の適正化について協力を得るため、老人保健制度や老人医療費の状況等について、区報などで周知します。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
継続	区報 1 回	区報 1 回/年

(2) 重複・頻回受診者訪問指導 [高齢社会対策課]

老人医療受給者のうち重複・頻回受診者を看護師・保健師等が訪問し、医療・健康についての相談や受診の問題点等についての指導を行うことにより、医療機関への適正な受診を促します。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
充実	訪問指導実施件数 170 件	訪問指導実施件数 230 件 / 20 年度

(3) 老人医療受給者別医療費の通知 [高齢社会対策課]

老人医療受給者に対して、年数回、医療費を通知することにより、老人医療受給者に医療費についての認識を深めていただき受診の適正化を図ります。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
充実	通知件数 5,000 件	通知件数 10,000 件 / 20 年度

(4) 診療報酬明細書（レセプト）の点検 [高齢社会対策課]

老人医療受給者の診療報酬明細書（レセプト）を点検し、過誤請求や不当請求など本来支払う必要のない医療費の支出を防ぎます。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
充実	点検枚数 2,015,400 枚	点検枚数 2,041,000 枚 / 20 年度

(5) 適正化推進組織の設置 [高齢社会対策課]

老人医療費の適正化に継続的に取り組むため、区関係職員により構成される適正化推進組織を設置し、老人医療費の現状や将来見通し、取り組みの方向などを検討します。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
新規	未実施	組織設置

施策課題

特定（虚弱）高齢者への支援

《施策》

1 特定（虚弱）高齢者の把握

《個別事業》

- (1) 特定（虚弱）高齢者把握事業

《施策》

2 介護予防事業の充実

《個別事業》

- (1) 筋力向上トレーニング
- (2) 転倒予防のための体づくり教室
- (3) よりあいひろば事業
- (4) 栄養改善事業
- (5) 口腔機能向上事業
- (6) 食事サービス
- (7) いきがいデイサービス

《施策》

3 自立支援事業の推進

《個別事業》

- (1) 高齢者緊急保護事業
- (2) 生活支援ホームヘルプサービス
- (3) 緊急通報システム
- (4) 自立支援用具給付
- (5) 自立支援住宅改修給付
- (6) 車いすなどの貸与
- (7) 居宅火災予防設備

現状と課題

介護保険制度がスタートした平成12年度当初に比べると、要介護認定者は約2.3倍になっています。特に、要支援や要介護1の軽度の方が2.7倍になり、軽度の方が要介護認定者全体に占める割合は45.4%を占めています。

介護保険サービスを利用している方が要介護状態になった主なきっかけを老化現象と生活習慣病という区分で見ると、「ひざや腰等の関節の痛み」「骨粗しょう症、骨折」などの老化現象が48.5%と高く、「脳血管疾患」「高血圧症」などの生活習慣病が33.7%となっています。[高齢者基礎調査(介護保険サービス利用者調査)から]

そのため、要支援や要介護1の軽度の状態になる前から生活機能の低下を防ぐ介護予防の視点からの対応が求められています。

これまで、老人保健事業や介護予防・地域支え合い事業など、複数の所管課で実施されてきた介護予防事業等を統一・再編して、効果的に実施することが求められています。

平成18年度からの介護保険制度改正では、これらの介護予防事業を「地域支援事業」として介護保険制度内に位置づけ、介護保険料から費用を給付できることになりました。この事業の対象である要支援・要介護状態になる可能性がある高齢者の把握を的確に行うとともに、新たに設置する地域包括支援センターにおいて「介護予防プラン」を作成し、効果のある「介護予防事業」を実施することが求められています。

1 特定(虚弱)高齢者の把握

【施策の方向】

要介護状態になることを予防するためには、要支援・要介護状態となる可能性が高いと考えられる特定(虚弱)高齢者の実態を把握し、必要なサービスを提供することが重要となります。高齢者人口の4.4%程度が特定(虚弱)高齢者になると想定しています。実態把握の方策の精度を高めながら、特定(虚弱)高齢者の的確な把握に努めていきます。

また、一般高齢者施策としての介護予防の普及啓発や生活習慣病に関する健診等との一体的な事業の推進を図っていきます。

《個別事業》

(1) 特定(虚弱)高齢者把握事業 [健康推進課、地域福祉課]

特定(虚弱)高齢者を把握するため「介護予防のための生活機能評価」を実施します。これは、「基本チェックリスト」に基づき「生活機能に関する項目」をチェックするもので、あわせて介護予防について広く意識啓発を行います。そして、この「基本チェックリスト」を活用し、訪問等により特定(虚弱)高齢者を把握します。

地域支援事業、見込量は126名参照【新規事業】

また、「基本チェックリスト」については、高齢者健康診査の受診票に同封して郵送し、高齢者への周知を図るとともに、相談窓口や出張健診など、あらゆる場面で活用していきます。

2 介護予防事業の充実

【施策の方向】

これまで複数の所管課で実施してきた介護予防施策を再編し、介護保険制度内に位置づけられた地域支援事業(介護予防事業)の介護予防特定高齢者施策(ハイリスク・アプローチ)として、事業内容等を見直したうえで実施します。

また、介護予防事業の実施により、要支援・要介護状態への移行をどの程度防止できたかなど、事業成果に係る評価等を定期的実施します。

《個別事業》(1)～(5)および(6)の は地域支援事業、見込量は126◇参照

(1) 筋力向上トレーニング [介護予防課]

マシンを利用した筋力向上トレーニングのほか、柔軟性、バランス能力向上を含む包括的なトレーニングを行います。

(2) 転倒予防のための体力づくり教室 [介護予防課]

筋力やバランス能力の向上を図るための運動を実施し、転倒の防止、生活機能の向上を図ります。

(3) よりあいひろば事業 [地域福祉課]

在宅介護支援センターにおいて閉じこもりがちな高齢者等を対象に介護予防事業を実施します。

(4) 栄養改善事業 [健康推進課]

低栄養状態のおそれがある、または低栄養状態にある高齢者を対象に、個別的な栄養相談、集団的な栄養教室を実施します。【新規事業】

(5) 口腔機能向上事業 [健康推進課]

口腔機能の向上のための教育や口腔清掃の指導、接食・嚥下機能に関する機能訓練の指導等を実施します。【新規事業】

(6) 食事サービス

低栄養状態のおそれのある、または低栄養状態にある高齢者を対象に、高齢者に適した食事を提供(配食および会食)することにより、栄養改善を図ります。

配食サービス [介護予防課]

デイサービスセンターまたは民間事業者が食事を高齢者に配達します。

地域支援事業、見込量は 126 頁参照

会食サービス [介護予防課]

高齢者自身がデイサービスセンターに通い、会食形式で食事の提供を受けます。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
継続	実施か所 19 か所、 利用者 100 人 提供延べ食数 10,251 食	実施か所 19 か所、 利用者 137 人 提供延べ食数 14,673 食 / 20 年度

(7) いきがいデイサービス [介護予防課]

趣味活動、健康活動、会食形式による昼食の提供を通じ、閉じこもりがちな高齢者の介護予防やいきがいづくりを促進します。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
継続	実施か所 35 か所、 利用者 639 人	実施か所 40 か所、 利用者 749 人 / 20 年度

3 自立支援事業の推進

【施策の方向】

介護保険サービスの対象とならない高齢者に実施してきた施策を、介護保険制度内の地域支援事業と一般施策事業に再編し、事業内容等を見直したうえで実施します。

《個別事業》

(1) 高齢者緊急保護事業 [総合福祉事務所]

生活上の問題を抱え、援助または緊急の保護を必要とする高齢者に、短期間福祉施設などで、日常生活の世話や生活安定のための助言・援助を行います。地域支援事業、見込量は 127 頁参照

(2) 生活支援ホームヘルプサービス [総合福祉事務所]

自立生活への支援が必要な高齢者を対象に、ホームヘルパーを派遣し、介護予防の観点からの在宅生活を支援します。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
継続	利用者 250 人	利用者 200 人 / 20 年度

(3) 緊急通報システム [総合福祉事務所]

常時注意を要する慢性疾患のある高齢者を対象に、緊急通報システム機器を貸与し、在宅生活が安心して送れるように支援します。

区分	現況(平成17年度末見込み)	平成18~20年度の整備量・事業量等
継続	利用者 70人	利用者 70人 / 20年度

(4) 自立支援用具給付 [総合福祉事務所]

日常生活の動作に何らかの支障があり、用具の使用が必要と認められる高齢者に給付します。

区分	現況(平成17年度末見込み)	平成18~20年度の整備量・事業量等
継続	8品目 1,780件	8品目 2,178件 / 20年度

(5) 自立支援住宅改修給付 [総合福祉事務所]

日常生活の動作に何らかの支障があり、住宅の改修が必要と認められる高齢者に、手すりの取り付けなどの住宅改修を行います。

区分	現況(平成17年度末見込み)	平成18~20年度の整備量・事業量等
継続	予防改修給付 578件	予防改修給付 600件 / 20年度

(6) 車いすなどの貸与 [総合福祉事務所]

ケガや病気によって、在宅で介護用品が必要な方に車いすなどを貸与します。

区分	現況(平成17年度末見込み)	平成18~20年度の整備量・事業量等
継続	車いす 143件、介護用ベッド 133件	車いす 157件、介護用ベッド 146件 / 20年度

(7) 居宅火災予防設備 [総合福祉事務所]

生活環境や健康状態など危険度の高いひとりぐらし高齢者を対象に、火災予防設備を設置します。

区分	現況(平成17年度末見込み)	平成18~20年度の整備量・事業量等
継続	火災警報器、自動消火器 計 139台	火災警報器、自動消火器 計 140台 / 20年度

施策課題

要支援・要介護高齢者への支援

《施策》

1 予防サービスの充実

《施策》

2 介護サービスの充実

《施策》

3 介護保険サービスを円滑に利用するための支援

《個別事業》

- (1) 地域包括支援センターの運営
- (2) 人材の育成、質の向上
- (3) 事業者支援体制の強化
- (4) 事業者情報の公表および提供
- (5) 苦情・相談対応
- (6) サービス評価システムの充実
- (7) 介護給付費適正化の推進
- (8) 住民参加による介護保険制度の運営

《施策》

4 要支援・要介護高齢者への生活支援

《個別事業》

- (1) 食事サービス
- (2) 紙おむつなどの支給
- (3) 緊急通報システム
- (4) 寝具クリーニング
- (5) 布団乾燥・消毒
- (6) 出張調髪サービス
- (7) 自立支援用具給付
- (8) 自立支援住宅改修給付
- (9) 居宅火災予防設備
- (10) リフト付き福祉タクシー

《施策》

5 認知症高齢者のケアの充実

《個別事業》

- (1) 認知症総合相談窓口の整備と情報の共有化
- (2) 家族会の育成・支援
- (3) 権利擁護相談窓口の整備
- (4) 認知症高齢者徘徊探索サービス
- (5) 認知症高齢者見守りサービス

《施 策》

6 介護者への支援

《個別事業》

- (1) 患者・家族会の育成・支援
- (2) 高齢者緊急ショートステイ
- (3) 家族介護者教室
- (4) 家族介護慰労事業
- (5) 認知症高齢者徘徊SOSネットワーク

現状と課題

介護保険サービス利用者数は、在宅サービスを中心に大きく伸び、平成 12 年度の介護保険スタートから 5 年間で 3.3 倍になっています。

介護保険サービスの利用実績をみると、要介護度の低い方は在宅サービスの利用が多い一方、要介護度の高い方は施設サービスの利用割合が高くなっています。平成 16 年度の利用実績からみると、要介護 4 のうちの 40%、要介護 5 のうちの 47%の方が施設サービスを利用しています。

特別養護老人ホームの入所待機者は増加傾向にあり、平成 17 年 3 月末現在で、2,359 人となっています。また、一人当たりの申込件数は、平均 4.3 か所になっています。

要介護度が高い方ほど特別養護老人ホームへの入所申し込みをしている割合が高くなっています。回答者の要介護 4 のうちの 25.1%、要介護 5 のうちの 26.3%の方が申し込みをしています。

要介護度別の介護保険施設への申し込み理由のうち、要介護 3～5 の方では、介護者の身体的・精神的負担感をあげる割合が高く、在宅での生活を継続するためには介護者の負担を軽減する支援が課題となっています。[高齢者基礎調査(介護保険サービス利用者調査)から]

区における要介護認定者のうち、約 6 割の方が認知症により何らかの介護を必要としています。今後増加が見込まれる認知症高齢者へのケアシステムの構築が急務となっています。

介護保険制度改正により平成 18 年度から創設される予防重視型システムへの転換としての新予防給付や、住み慣れた地域での生活を支えるための地域密着型サービスなど、新たなサービスの円滑な実施が求められています。

1 予防サービスの充実 [介護保険課]

【施策の方向】

要支援1・2の軽度の方が、生活機能の維持・向上や要介護状態の軽減、悪化の防止が図れるよう、予防サービスの供給量の確保と質の向上に努めます。

また、予防サービスの利用にあたり、介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターがその機能を十分に発揮させることができるよう、職員の質の向上に努めます。見込量は121☞参照

2 介護サービスの充実 [介護保険課]

【施策の方向】

要介護高齢者が安心して居宅生活を継続していくための必要な居宅サービスの供給量の確保と質の向上に努めます。そのため、これまで以上に在宅生活重視の視点のもと、医療と保健・福祉の連携を深め、地域における包括的なケアシステムの構築を目指していきます。

また、施設サービスと新たに創設される地域密着型サービスについて、計画的に供給量を確保していきます。見込量は122～123☞参照

3 介護保険サービスを円滑に利用するための支援

【施策の方向】

介護保険を運営していく上で、要支援・要介護高齢者が介護サービスを安心して利用し、かつ円滑に提供できる仕組みを構築していきます。

《個別事業》

(1) 地域包括支援センターの運営 [地域福祉課、総合福祉事務所]

平成18年4月から4か所の総合福祉事務所の中に、地域包括支援センターを設置します。地域包括支援センターでは、総合相談・支援、虐待防止を含む権利擁護、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメント、の4つの機能を持ちます。サービスを円滑に利用していただくための支援として、要介護状態になる前の介護予防事業から、介護保険サービスを利用するまでの継続的な相談支援の仕組みをつくっていきます。権利擁護についても、地域権利擁護事業や成年後見制度、その他様々な社会資源につなげていきます。この4か所の地域包括支援センターは、地域の在宅介護支援センターとの連携をさらに強化して運営していきます。

区分	現況(平成17年度末見込み)	平成18～20年度の整備量・事業量等
新規	未設置	4か所/20年度

(2) 人材の育成、質の向上 [地域福祉課]

介護サービスの質の向上を図るため、介護保険事業者向けの研修を継続して実施します。特に、在宅介護支援センター相談員、ケアマネジャー向けの研修に重点を置いていきます。その他に、練馬区介護サービス事業者連絡協議会と連携して、事業者会の支援や居宅介護支援事業所管理者、訪問介護事業所のサービス提供責任者・ホームヘルパー、福祉用具事業者、住宅改修事業者向け等の研修を支援します。また、在宅介護支援センターごとに開催するミニ地域ケア会議を継続し、地域の事業者との連携を図ることで質の向上を目指します。さらに、平成 18 年度から地域包括支援センターが、主任ケアマネジャーを中心に、地域のケアマネジャーの支援を行います。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
継続	区共催研修 10 回	区共催研修 20 回 / 年

(3) 事業者支援体制の強化 [地域福祉課]

平成 14 年 12 月に、練馬区介護サービス事業者連絡協議会と練馬ケアマネジャー連絡会が組織されました。練馬区介護サービス事業者連絡協議会は、区内の介護サービス事業者が、介護保険サービスの質の向上を目指し、区と共催して研修や勉強会、事業者情報誌の発行等を行ってきました。また、練馬ケアマネジャー連絡会は、個人加盟の利点を活かし、利用者に対しての質の高いケアマネジメントを行うための研修や勉強会、情報交換会等を行ってきました。区は、両団体に対して、運営体制の支援や研修の共催など、介護保険サービスの充実のための事業者支援体制の強化を図っていきます。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
継続	区共催研修 10 回	区共催研修 20 回 / 年

(4) 事業者情報の公表および提供 [介護保険課]

介護保険制度改正による事業者情報、認知症高齢者グループホームの第三者評価受審結果、事業者自己評価および利用者評価の実施結果など、サービスの質の向上に努めた内容を公表します。利用者への情報提供は、区ホームページに掲載するほか、事業者一覧を作成し、介護保険認定申請窓口で配布します。また、要介護認定調査時においても調査員が事業者一覧を認定申請者に提供します。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
継続	事業者一覧の発行 500 部 / 月	事業者一覧の発行 1,500 部 / 月

(5) 苦情・相談対応 [地域福祉課、総合福祉事務所]

地域包括支援センターにおいて、介護保険や高齢者福祉全般についての苦情に対応するとともに、関係機関と連携して苦情の解決にあたります。また、苦情から見てきた様々な問題点を整理し、関係機関と課題を共有化し、各種施策や事業者指導・支援に活かしていきます。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
継続	事業者指導件数 8 件	事業者指導件数 20 件 / 20 年度

(6) サービス評価システムの充実 [地域福祉課]

これまで課題であった評価の前提となる運営基準に関する遵守の評価について新たなシステムを構築し、サービス評価システムの充実を図ります。また、事業者自己評価(事業者アンケート)と利用者評価(利用者アンケート)の情報を開示し、利用者がサービスを選択する際に利用できるよう、また事業者の質の向上につながるよう努めます。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
継続	事業者自己評価(事業者アンケート) 1 回	事業者自己評価(事業者アンケート) 1 回 / 年
継続	利用者評価(利用者アンケート) 未実施	利用者評価(利用者アンケート) 1 回 / 年

(7) 介護給付費適正化の推進 [介護保険課]

保険者として介護保険の円滑かつ安定的な運営を図る観点から、真に必要なサービス以外の不要なサービスが提供されていないか検証し、良質な事業を事業者が展開していくうえで必要な情報を提供します。また、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備と介護給付費の適正化を図るため、利用者への介護給付費明細書の通知やケアプランチェックなどの事業を実施していきます。 地域支援事業、見込量は 127 頁参照

(8) 住民参加による介護保険制度の運営 [高齢社会対策課]

被保険者の代表としての公募区民や公益代表などから構成される練馬区介護保険運営協議会を引き続き設置します。介護保険事業の運営や事業計画の策定など重要な事項について意見をいただくとともに、区民からの意見を求めるなど、住民参加による制度運営を図っていきます。また、運営協議会の構成員に医療従事者を加え、医療分野との連携をこれまで以上に図っていきます。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
継続	運営協議会 7 回	運営協議会 6 回 / 年

4 要支援・要介護高齢者への生活支援

【施策の方向】

要支援・要介護高齢者が、地域で安心して自立した生活が営むことができるよう、生活支援のための事業をします。

《個別事業》

(1) 食事サービス

低栄養状態のおそれのある、または低栄養状態にある高齢者を対象に、高齢者に適した食事を提供（配食および会食）することにより、栄養改善を図ります。

配食サービス [介護予防課]

デイサービスセンターまたは民間事業者が食事を高齢者に配達します。

地域支援事業、見込量は 127 頁参照

会食サービス [介護予防課]

高齢者自身がデイサービスセンターに通い、会食形式で食事の提供を受けます。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
継続	実施か所 19 か所 利用者 70 人 提供延べ食数 7,176 食	実施か所 19 か所 利用者 104 人 提供延べ食数 11,138 食 / 20 年度

(2) 紙おむつなどの支給 [総合福祉事務所]

紙おむつの種類等を充実し、要介護高齢者の快適な日常生活の維持と家族の負担軽減を図ります。地域支援事業、見込量は 127 頁参照

(3) 緊急通報システム [総合福祉事務所]

常時注意を要する慢性疾患のある高齢者を対象に、緊急通報システム機器を貸与し、在宅生活が安心して送れるように支援します。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
継続	利用者 145 人	利用者 145 人 / 20 年度

(4) 寝具クリーニング [総合福祉事務所]

高齢者の寝具を清潔に保ち、快い就寝を確保するため、寝具のクリーニング事業を実施していきます。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
継続	利用者 566 人	利用者 570 人 / 20 年度

(5) 布団乾燥・消毒 [総合福祉事務所]

高齢者の衛生面と快い就寝を確保するため、布団の乾燥・消毒事業を実施していきます。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
継続	利用者 延べ 20,307 人	利用者 延べ 26,000 人 / 20 年度

(6) 出張調髪サービス [総合福祉事務所]

外出困難な高齢者を対象に快適な生活を確保するため、出張調髪サービス事業を実施していきます。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
継続	利用者 延べ 1,600 人	利用者 延べ 1,600 人 / 20 年度

(7) 自立支援用具給付 [総合福祉事務所]

介護保険の対象外種目（シルバーカー・安全杖）について、自立支援用具として給付します。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
継続	シルバーカー 350 件、安全杖 365 件	シルバーカー 420 件、安全杖 440 件 / 20 年度

(8) 自立支援住宅改修給付 [総合福祉事務所]

住宅設備の改修で在宅生活が継続できるよう、自立支援住宅改修給付事業を実施していきます。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
継続	設備改修給付 400 件	設備改修給付 400 件 / 20 年度

(9) 居宅火災予防設備 [総合福祉事務所]

要介護 3 以上と認定された高齢者に加え、要介護 1・2 の認知症高齢者も対象者にしていきます。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
継続	火災警報器、自動消火器 計 139 台	火災警報器、自動消火器計 140 台 / 20 年度

(10) リフト付き福祉タクシー [総合福祉事務所]

外出困難な高齢者の社会生活の利便を図るため、リフト付き福祉タクシー事業を実施していきます。

区分	現況(平成17年度末見込み)	平成18~20年度の整備量・事業量等
継続	延べ3,600回	延べ4,170回/20年度

5 認知症高齢者のケアの充実

【施策の方向】

認知症高齢者と家族が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう相談体制を整えるとともに、地域で支えられて生活できるよう地域との交流や家族会などとの連携を図ります。

《個別事業》

(1) 認知症総合相談窓口の整備と情報の共有化 [保健相談所、総合福祉事務所]

保健相談所では、認知症の疑いのある高齢者を抱える家族を対象に電話や面接等で相談を受け、訪問等で支援します。平成18年度からの新規事業として保健相談所で精神科医師による高齢者の認知症相談を実施します。また、地域包括支援センターでは、認知症高齢者の相談を受け、その方の状況にあったケアマネジメントを行います。保健相談所と地域包括支援センターとの連携が図れるように努めます。

区分	現況(平成17年度末見込み)	平成18~20年度の整備量・事業量等
継続	電話・面接・訪問による相談 延べ728人	延べ850人/20年度
新規	精神科医師による認知症相談 未実施	延べ72人/20年度

(2) 家族会の育成・支援 [保健相談所]

自主グループとしての認知症高齢者の家族会が、定期的集まり情報交換をしています。また、介護者自身の健康相談にも対応し、支援します。

区分	現況(平成17年度末見込み)	平成18~20年度の整備量・事業量等
継続	認知症高齢者の家族会 4か所 参加者延べ530人	認知症高齢者の家族会 4か所、参加者延べ550人/20年度

(3) 権利擁護相談窓口の整備 [地域福祉課、総合福祉事務所]

平成17年10月に、練馬区社会福祉協議会内に権利擁護センター「ほっとサポートねりま」を設置しました。また、平成18年4月からは、総合福祉事務所内に設置する地域包括支援センターにおいて、認知症高齢者の権利擁護相談を実施し、

権利擁護に関する相談の充実を図ります。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
継続	権利擁護センター 1 か所	権利擁護センター 1 か所/20 年度
新規	地域包括支援センター 未設置	地域包括支援センター 4 か所/20 年度

(4) 認知症高齢者徘徊探索サービス [総合福祉事務所]

認知症高齢者で徘徊の傾向がある方について、PHS 端末機を活用してその所在を確認し、事故の防止を図ります。地域支援事業、見込量は 127 頁参照

(5) 認知症高齢者見守りサービス [地域福祉課、総合福祉事務所]

認知症高齢者の介護経験のある家族の方を中心とした NPO 法人の設立を支援し、NPO 法人による認知症高齢者の介護相談と認知症高齢者の見守り介護サービスを実施していきます。地域支援事業、見込量は 127 頁参照 【新規事業】

6 介護者への支援

【施策の方向】

介護者の負担軽減などを図るための事業を実施していきます。

《個別事業》

(1) 患者・家族会の育成・支援 [保健相談所]

地域では病気や障害を持ちながら療養生活を送っている患者やその家族等が、それぞれに「患者会」「家族会」をつくり、情報交換やまた学習会を開催するなど相互に交流を図っています。患者・家族同士の交流を促進するため、患者・家族の会の育成や支援を行います。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
継続	実施 6 か所 利用者延べ 960 人	実施 6 か所 利用者延べ 960 人 / 20 年度

(2) 高齢者緊急ショートステイ [総合福祉事務所]

介護保険による短期入所生活介護（ショートステイ）に空きがない場合や介護者の急病など緊急時に対応するための短期入所施設の確保に努めます。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
継続	1 か所 2 室	1 か所 2 室 / 20 年度

(3) 家族介護者教室 [高齢社会対策課]

高齢者を介護している家族の方を対象に、より良い介護を行うための学習の場として、家族介護者教室をデイサービスセンターなどで引き続き実施していきます。
地域支援事業、見込量は 127 万参照

(4) 家族介護慰労事業 [総合福祉事務所]

重度の要介護者を介護している家族の経済的負担の軽減を図ります。 地域支援事業、見込量は 127 万参照

(5) 認知症高齢者徘徊 SOS ネットワーク [地域福祉課、総合福祉事務所]

認知症高齢者が行き先不明となる事例が多く見られるため、地域の中で徘徊する高齢者をすぐに発見し、保護できる仕組みをつくります。町会、老人クラブ、警察、消防などを含む地域のネットワークづくりを進めていきます。 地域支援事業、見込量は 127 万参照 【新規事業】

施策課題

保健福祉基盤整備と住まいの支援

《施策》

1 住まいづくり・住まい方の支援

《個別事業》

- (1) 情報の受発信の充実
- (2) 高齢者向け住宅の確保
- (3) 転倒防止器具の取り付け

《施策》

2 高齢者センター・敬老館の活用、整備

《個別事業》

- (1) 高齢者センター・敬老館の活用
- (2) 高齢者センターの整備・敬老館の改修

《施策》

3 介護保険施設などの整備

《個別事業》

- (1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- (2) 介護老人保健施設
- (3) 短期入所生活介護施設（ショートステイ）

《施策》

4 地域密着型サービス拠点の整備

《個別事業》

- (1) 地域密着型介護老人福祉施設
（小規模特別養護老人ホーム）
- (2) 認知症高齢者グループホーム
- (3) 小規模多機能型居宅介護
- (4) 認知症対応型デイサービスセンター
- (5) 夜間対応型訪問介護ステーション

《施 策》

5 福祉のまちづくりの推進

《個別事業》

- (1) ともに住む空間づくり
- (2) 互いに理解を深める「気づき」のネットワークづくり
- (3) 推進体制の整備

現状と課題

練馬区内の高齢者の約8割は持ち家に住んでいます（8、9ページ参照）。この高い持ち家率を活かし、居宅生活を重視した取り組みを進めていくことが必要です。

高齢者が自立し安全で快適に生活できるよう、高齢者の心身の特性に配慮した高齢者向け住宅の確保に努める必要があります。

高齢者センターや敬老館は、利用者が固定化傾向にあるため、新たな利用者を増やす取り組みが求められています。

敬老館のうち老朽化が進んでいる館については、機能を充実するため順次改修していく必要があります。また、高齢者の急増に伴い、高齢者が気軽に集まれる場の確保が求められています。

介護サービスを必要とするだれもが、必要に応じて利用できる入所、入居および通所の施設を計画的に整備し、介護が必要な高齢者も、健康な高齢者も安心して暮らし続けられる環境を整備することが求められています。

介護保険制度が広く認知され、施設利用希望者が毎年増加している状況の中、施設がユニット型・個室化され居住費等が介護保険給付から除外されるなど、介護保険施設等のあり方が大きな転換期を迎えています。

認知症高齢者の増加や、ひとりぐらし世帯、夫婦のみの世帯の割合の増加も予測され、だれもが住み慣れた地域で暮らし続けられることが重要です。

このような状況の中で、介護サービスの基盤となる施設を中心に、地域の保健福祉施設などの整備が必要になっています。

障害があっても障害がなくてもだれもが変わりなく社会生活を営むことができるノーマライゼーションの考え方が重要になっています。高齢者の増加とともに介護を必要とする方の増加が見込まれる中、ノーマライゼーションを実現するために、福祉のまちづくりを積極的に推進していく必要があります。

1 住まいづくり・住まい方の支援

【施策の方向】

高齢期の生活においては、安全で住みやすい住宅の確保が重要です。高齢期における心身機能の変化に対応し、自立や介護に配慮した住まいの確保や高齢者の入居を拒否しない住宅の普及促進を図るとともに、安心して生活できる住まいづくりの支援など居宅生活を重視した取り組みを推進します。

《個別事業》

(1) 情報の受発信の充実

住まいに関する施策や窓口などの情報を分かりやすく提供するとともに、高齢者（区民）自身が高齢期の住まいのあり方を考えていただけるよう支援します。

周知・啓発 [高齢社会対策課]

高齢期の住まいのあり方を高齢者（区民）とともに考えていくため、講演会やセミナーなどを開催します。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
新規	未実施	講演会、セミナー等の開催

住宅施策ガイドの作成 [住宅課]

区民向けの住宅事業や担当窓口など住宅施策全般について分かりやすく情報を提供するため、住宅施策ガイドを作成します。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
継続	5,000 部 / 隔年	5,000 部 / 隔年

住まいの安心ガイドブックの作成 [高齢社会対策課]

高齢期に安心して生活を送ることができるよう、住まいの視点からさまざまなアイデアなどをまとめたガイドブックを区民や専門家と協働で作成します。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
新規	未実施	住まいの安心ガイドブックの作成

(2) 高齢者向け住宅の確保

民間の住宅や保証機関を活用し、高齢者向けの住宅の確保や居住継続支援に努めます。

高齢者優良居室提供事業 [地域福祉課]

一定の水準を確保した民間賃貸住宅を活用し、家賃等の補助を行う優良居室提供事業を推進します。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
充実	居室数 単身用 5 世帯、二人用 5 世帯（累計単身用 23 世帯、二人用 24 世帯）	居室数 単身用 5 世帯 / 年、二人用 5 世帯 / 年（20 年度累計 単身用 38 世帯、二人用 39 世帯）

高齢者居住支援制度 [総合福祉事務所]

保証人の見つからない高齢者に対して、民間の保証機関を活用し、民間賃貸住宅への入居や居住継続を支援します。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
継続	10 件程度	10 件程度 / 年

(3) 転倒防止器具の取り付け [総合福祉事務所]

高齢期の生活で不安な要因に地震などの災害があげられます。自宅の家具などに転倒防止器具を取り付ける際、取り付け経費の一部を助成します。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
継続	100 件	100 件 / 年

2 高齢者センター・敬老館の活用、整備

【施策の方向】

元気な高齢者の中心的な施設である高齢者センター、敬老館の有効活用を図るとともに、新しい高齢者センターを整備します。

《個別事業》

(1) 高齢者センター・敬老館の活用 [高齢社会対策課]

多くの高齢者に利用していただくため、地域の人材などを活用し魅力ある事業を実施します。また、高齢者センターを中心的な介護予防拠点として位置付け、筋力向上トレーニングなどの介護予防事業の充実を図るとともに、敬老館でも介護予防のための事業に取り組みます。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
充実	延べ利用者数 136,322 人（高齢者センター 3 館）	延べ利用者数約 148,000 人（高齢者センター 3 館） / 20 年度
充実	延べ利用者数 232,000 人（敬老館 11 館）	延べ利用者数約 257,000 人（敬老館 11 館） / 20 年度

(2) 高齢者センターの整備・敬老館の改修 [高齢社会対策課]

区内 4 か所目となる高齢者センターを整備します。また、敬老館の機能を充実するため、計画的に改修します。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
充実	高齢者センター 3 館	高齢者センター 3 館、4 か所目の高齢者センター整備のための準備 4 か所目の高齢者センターは 22 年度竣工予定
充実	敬老館 1 館大規模改修設計	敬老館の計画的な改修

3 介護保険施設などの整備

【施策の方向】

介護保険施設については、今後の利用動向を踏まえ介護ニーズを把握しつつ、民間事業者を整備を働きかけ、必要な支援を行います。

《個別事業》

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） [高齢社会対策課]

介護老人福祉施設は、常時介護が必要な高齢者が安心して暮らせる施設です。国の示した目標値（介護保険 3 施設の利用者について、要介護 4・5 の割合を平成 26 年度に 70%以上とし、また、特別養護老人ホームのユニット型化、個室化を推進するとして、個室の割合を平成 26 年度に 70%以上とする）や特別養護老人ホームに入所を希望する方が毎年増加している状況を十分踏まえたうえで、必要な施設の整備・充実を図ります。また、新規施設はユニット型・個室とするとともに、小規模な地域密着型施設の整備が促進されるよう民間事業者に働きかけます。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
充実	17 か所、定員 1,170 人	20 か所、定員 1,362 人 / 20 年度

(2) 介護老人保健施設 [高齡社会対策課]

病状安定期にあり、入院治療の必要がない高齢者等の在宅復帰を支援する施設である介護老人保健施設について、民間事業者による整備を支援します。特に、短期入所療養介護(ショートステイ)は、医療ニーズがより高い方が利用できるよう民間事業者に働きかけを行います。

区分	現況(平成17年度末見込み)	平成18~20年度の整備量・事業量等
充実	6か所、定員620人(ショートステイを含む)	8か所、定員820人(ショートステイを含む)/20年度

(3) 短期入所生活介護施設(ショートステイ) [高齡社会対策課]

介護者が一時的に介護できない場合に、介護が必要な高齢者を介護者に代わって介護する施設である短期入所生活介護施設について、特別養護老人ホームや地域密着型サービス拠点との併設等も含め、民間事業者に整備を働きかけるとともに、必要な支援を行います。

区分	現況(平成17年度末見込み)	平成18~20年度の整備量・事業量等
継続	17か所、定員164人	22か所、定員204人/20年度

4 地域密着型サービス拠点の整備

【施策の方向】

介護保険施設や入居施設は、在宅での介護ができなくなったときの選択肢であり、可能な限り家庭や地域で過ごしていくことが望まれています。地域密着型のサービス拠点の地域バランスを考え、地域ごとに必要な拠点の整備計画を示して、民間事業者に整備を働きかけ、必要な支援を行います。

《個別事業》

(1) 地域密着型介護老人福祉施設(小規模特別養護老人ホーム) [高齡社会対策課ほか]

入所希望者の状況を十分把握しつつ、整備の重点を広域型の特別養護老人ホームから地域密着型の小規模特別養護老人ホーム(定員29名以下)へと段階的に移行させます。また、施設はユニット型・個室とし、民間事業者に整備を働きかけるとともに、必要な支援を行います。

区分	現況(平成17年度末見込み)	平成18~20年度の整備量・事業量等
新規	未整備	2か所、定員54人/20年度

(2) 認知症高齢者グループホーム [高齢社会対策課ほか]

認知症高齢者に、家庭的な雰囲気の中で過ごせる場を提供し、認知症の症状を和らげるとともに、家族の負担の軽減を図る認知症高齢者グループホームについて、民間事業者に整備を働きかけるとともに、必要な支援を行います。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
充実	10 か所、定員 141 人	20 か所、定員 312 人 / 20 年度

(3) 小規模多機能型居宅介護 [高齢社会対策課ほか]

「通い」を中心とし、利用者の状態や希望に応じて随時、「訪問」や「泊り」を組み合わせてサービスを提供する小規模多機能型居宅介護サービス施設について、民間事業者に整備を働きかけるとともに、必要な支援を行います。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
新規	未整備	12 か所、定員 180 人 / 20 年度

(4) 認知症対応型デイサービスセンター [高齢社会対策課ほか]

認知症高齢者に対し、介護や趣味活動、食事、入浴サービスなどを提供する認知症対応型デイサービスセンターについて、民間事業者に整備を働きかけるとともに、必要な支援を行います。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
充実	17 か所、定員 175 人	19 か所、定員 199 人 / 20 年度

(5) 夜間対応型訪問介護ステーション [高齢社会対策課ほか]

介護が必要な高齢者に対し、夜間の定期的な巡回訪問や通報による随時訪問を行い、体位交換、入浴、排せつ、食事等の介護などを行う拠点である夜間対応型訪問介護ステーションについて、民間事業者に整備を働きかけます。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
新規	未整備	2 か所 / 20 年度

5 福祉のまちづくりの推進

【施策の方向】

心身の状態、年齢、性別に関わらず、人生すべての段階で安心して自由に社会参加できる環境を実現し、だれもが安全で快適な生活を選択できる人にやさしいまちづくりを目指します。

《個別事業》

(1) とともに住む空間づくり

道路や公園、建物などまち全体を安全で快適な空間とするため、ハード面を中心とした整備を図ります。

安心して歩ける道をつくります [計画課ほか]

福祉のまちづくり 200 人モニター（61、62 ページ参照）の意見を反映させ、交差点（区道）の整備・改良を進めます。

区分	現況（平成 17 年末度見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
新規	未実施	整備・改良工事 20 件 / 年

より魅力的に、より安心して使え、より楽しめる公園をつくります [公園緑地課]

公園内にある施設をだれもが快適に安心して使えるよう整備します。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
新規	未実施	モデル公園選定、設計 1 箇所 / 20 年度

スムーズな乗り換えの実現を目指します [交通企画課ほか]

駅舎や駅前広場などでの移動を円滑にするため、案内や案内表示などを分かりやすく工夫・改良します。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
新規	未実施	検討・計画 2 駅 / 20 年度

放置自転車をなくして、歩行者と自転車の共存を目指します [交通安全課]
安全に楽しく買い物ができるよう、モデルとなる商店街を指定し、商店の方や買い物客、地域住民と協働して放置自転車対策に取り組みます。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
新規	未実施	モデル商店街 1 か所計画・実施

既存建築物バリアフリーアドバイスの仕組みをつくります [障害者課ほか]
 既存の区立施設のバリアフリー化を促進するため、大規模改修の際には利用者の意見を反映させたいうで、改修計画を策定します。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
新規	未実施	大規模改修施設 1 件

建物トータルマネジメントマニュアルを作成します [障害者課ほか]
 人的なサービスや案内表示、設備の配置など建物を活かす建物管理・運営等に関するマニュアルを作成します。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
新規	未実施	マニュアルの作成 2,000 部 / 年

まちぐるみのバリアフリー化の推進に取り組みます [障害者課ほか]
 面的な広がりがあるバリアフリー化を促進するため、地域で活動しているまちづくり協議会などに対して、利用者の視点から助言・提案を行います。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
新規	未実施	1 地域

(2) 互いに理解を深める「気づき」のネットワークづくり

だれもが暮らしやすいまちにするため、一人ひとりの違いに“気づき”認め合うことができるネットワークづくりに取り組みます。

出会いと学びの場を支援します [障害者課]
 地域組織や学校などにおいて、福祉のまちづくりに関する学習プログラムを実施する際、プログラムの検討などを支援する「福祉のまちづくり学びコーディネーター」の仕組みについて検討します。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
新規	未実施	検討・実施

身近な地域における生活情報やルールに関する情報が共有できる仕組みをつくります [障害者課ほか]

情報共有に関する実態を調査し、情報入手困難者に必要な情報を届ける方法を取りまとめ普及させます。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
新規	未実施	調査・検討・実施

みんながうれしいハートフルなお店を増やします [商工観光課ほか]

買い物サポート、配達・御用聞き、接客マニュアルの作成、ハード面の整備などを組み合わせたモデルプランを区民と協働で作成し、商店会に提案します。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
新規	未実施	実施

いざというときにも安心できるための準備を進めます [防災課]

地域で実施する避難拠点訓練への要援護者の参加を促進していくとともに、要援護者を支援し助け合っていく「防災ネットワーク」づくりを進めます。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
新規	未実施	実施

身近な地域でらくらく外出情報を発信します [地域福祉課ほか]

一人での外出が困難な方のため、公共交通機関や移送サービスの利用に関する情報を収集・発信する N P O 等を支援します。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
新規	未実施	検討、実施

(3) 推進体制の整備

区民や事業者と協働で福祉のまちづくりを進めていくために、推進体制を整備します。

福祉のまちづくり 200 人モニター [障害者課]

道路や公園、公共建築物、サービスなどを福祉のまちづくりの視点から改善するため、区民モニター制度を設けます。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
新規	モニター公募	登録 200 人 / 年

福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援 [障害者課]

福祉のまちづくり総合計画の基本方針等の実現につながる区民の主体的な企画提案に対し、支援します。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
新規	未実施	支援団体 30 団体 / 20 年度

福祉のまちづくりを推進する区民協議会 [障害者課]

さまざまな意見を取り入れながら福祉のまちづくりを推進するため、区民や学識経験者、事業者などから構成される協議会を設けます。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
新規	協議会委員公募	設置

施策課題

連携と支え合いの仕組みづくり

《施策》

1 関係機関などの連携の推進

《個別事業》

- (1) 保健・医療・福祉の連携
- (2) 総合相談・地域ケア体制

《施策》

2 参加と協働による地域福祉活動の推進

《個別事業》

- (1) 地域福祉活動拠点の整備
- (2) 地域福祉活動との協働・支援
- (3) NPO 活動支援センターの設置

《施策》

3 地域における支え合いの推進

《個別事業》

- (1) 地域支え合いネットワークの構築
- (2) 高齢者福祉電話
- (3) 一声訪問

《施策》

4 情報提供の充実

《個別事業》

- (1) 高齢者に配慮した情報提供

《施策》

5 医療供給体制の充実

《個別事業》

- (1) 休日・夜間急患診療体制の充実
- (2) 地域医療連携の推進
- (3) 入院医療体制の充実

《施 策》

6 権利擁護と利用者保護の仕組みづくり

《個別事業》

- (1) 成年後見制度の利用支援
- (2) 第三者などによる福祉サービス評価
- (3) 福祉サービスの評価と情報提供
- (4) 苦情調整機関

現状と課題

保健・医療・福祉のサービスは、相互に密接な関わりがあり、同時あるいは連続的に必要とされることも少なくありません。そうした複合的なニーズに対しては、保健・医療・福祉の各機関の連携が欠かせません。

区においては、区内部の連携の体制づくりに努めてきましたが、今後は、介護予防や認知症対策、高齢者虐待への対応などにおいて、より一層、連携を推進する必要があります。

高齢者の地域での生活を支援していくには、公的なサービスだけでなく、地域のNPO(Non-Profit Organizationの略。「非営利組織」、「非営利団体」などと訳される)やボランティアなどが行うサービスの情報も提供し、これらの地域福祉活動団体とも連携していくことが重要となります。

ひとりぐらしや、夫婦のみの高齢者世帯の増加(6ページ参照)に伴い、地域や近隣と接点が少ない高齢者が増えていると推測されます。高齢者が孤立せずに住みなれた地域で暮らし続けるための取り組みが必要です。

区における医療施設の病床数は対人口比において23区内で最も少なく、極端な病床不足の状況にあります。そのため、限られた医療資源の活用を図っていく必要があります。

振り込め詐欺や悪質な住宅リフォーム訪問販売など高齢者の安全・安心な生活を脅かす事件が多発しており、判断能力が十分でない高齢者の権利を擁護するしくみを整備することが必要です。また、保健・福祉サービスの利用者を保護するための取り組みが必要です。

1 関係機関などの連携の推進

【施策の方向】

保健・医療・福祉のサービス提供を担う関係各機関は、連携を取りながらサービスを提供し、助言、情報が得られる体制を整備する必要があります。

《個別事業》

(1) 保健・医療・福祉の連携 [地域福祉課]

地域包括支援センター4か所に保健師を配置し、保健・医療・福祉の連携を強化します。また、総合福祉事務所と保健相談所が共同研修を行うことにより、保健と福祉の両分野に対応できる職員を育成します。

区分	現況（平成17年度末見込み）	平成18～20年度の整備量・事業量等
継続	総合福祉事務所4か所に保健医療相談主査（保健師）を3名ずつ配置。	地域包括支援センター4か所に保健師を配置 / 20年度 総合福祉事務所と保健相談所の共同研修8回実施 / 20年度

(2) 総合相談・地域ケア体制 [総合福祉事務所]

介護保険制度の改正により、地域包括支援センターが高齢者の保健・福祉についての総合相談窓口となります。この地域包括支援センターを核に、地域型在宅介護支援センターや地域の人々が連携し、見守りや支え合い等のネットワーク化を図ります。また、本人に合ったサービス提供のためのマネジメントを行います。

区分	現況（平成17年度末見込み）	平成18～20年度の整備量・事業量等
新規	基幹型在宅介護支援センター4か所（総合福祉事務所内）	地域包括支援センター4か所（総合福祉事務所内） / 20年度

2 参加と協働による地域福祉活動の推進

【施策の方向】

ボランティアやNPOなどによる区民の自発的な活動は、無償、有償を問わず、地域における福祉活動の大きな力になっています。この力をさらに大きなものとするため支援します。

《個別事業》

(1) 地域福祉活動拠点の整備 [地域振興課、地域福祉課]

地域福祉の活動拠点の場を提供し、地域の活動団体などに運営を委託するモデル事業について検討します。出張所に併設されている区民館については、名称、運営、

利用方法など区民館と地域集会所の統一が図れるよう、また使いやすい施設となるよう検討を進めています。区政情報や地域情報の情報拠点としての活用の検討とあわせて、地域福祉活動の拠点づくりについても検討します。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
新規	地域の福祉活動拠点 ボランティアセンター 1 か所、ボランティアコーナー 3 か所	拠点モデルの検討、事業の実施 / 20 年度

(2) 地域福祉活動との協働・支援 [地域福祉課]

補助金の対象範囲を拡大し、「地域福祉の普及・啓発」についても対象とするとともに、地域福祉活動の担い手やリーダーを養成する講座を開催します。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
充実	非営利地域福祉活動団体への支援 10 団体 11 事業	非営利地域福祉活動団体への支援 14 団体、14 事業 / 20 年度 地域福祉活動協働提案の募集・選考 / 20 年度

(3) NPO 活動支援センターの設置 [地域振興課]

NPO やボランティア活動団体の活動を支援するため、NPO 活動支援センターを設置します。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
新規	検討組織の設置、活動支援センターの運営に関する検討	活動支援センター設置

3 地域における支え合いの推進

【施策の方向】

住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けられるようにするため、高齢者の虐待やひとり暮らし高齢者の孤立を防ぎ、認知症高齢者の徘徊に対応しうる施策を展開するとともに、地域における支え合いを推進します。

《個別事業》

(1) 地域支え合いネットワークの構築 [総合福祉事務所]

在宅介護支援センターを核とした高齢者の見守りネットワークを充実させていきます。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
充実	地域型在宅介護支援センターによる高齢者見守りネットワークの実施。町会・自治会・民生委員・老人クラブ等との連携 160 回、ミニ地域ケア会議の開催 104 回、よりあいひろば事業 360 回	地域型在宅介護支援センターを核とした高齢者見守りネットワークの充実、認知症高齢者徘徊 S O S ネットワークの検討・設置、高齢者虐待防止ネットワーク検討・設置、支え合いサークル(ミニデイ等)の助成・育成支援の検討・実施

(2) 高齢者福祉電話 [総合福祉事務所]

65 歳以上のひとりぐらし高齢者に、週 1 回の電話による訪問・相談を行うことにより、安否確認と孤独感の緩和を図ります。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
継続	対象者 314 人	効果的に事業を推進するため、実施方法など事業の見直しを行います。

(3) 一声訪問 [総合福祉事務所]

70 歳以上のひとりぐらし高齢者に乳酸菌飲料を配達しながら一声かける訪問を行うことにより、安否確認と孤独感の緩和を図ります。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
継続	対象者 2,280 人 351,120 本	効果的に事業を推進するため、対象者など事業の見直しを行います。

4 情報提供の充実

【施策の方向】

高齢者の保健福祉サービスや社会参加に関する情報などを高齢者に分かりやすく提供します。

《個別事業》

(1) 高齢者に配慮した情報提供

高齢者に分かりやすく情報を提供するため、冊子による情報提供を継続するとともに、情報の随時更新が可能なホームページによる情報発信を行います。

高齢者の生活ガイドの作成 [高齢社会対策課]

高齢者の保健福祉サービスなどの情報を冊子により提供します。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
継続	30,000 部 / 隔年	30,000 部 / 隔年

高齢者向けホームページの作成 [高齢社会対策課]

高齢者向けのホームページを作成し、高齢者の保健福祉サービスや社会参加などに関する情報を迅速に発信します。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
新規	未実施	高齢者向けのホームページ作成

5 医療供給体制の充実

【施策の方向】

今後は、大幅に病床数を増やすことが困難な状況にあることから、医療機関相互の連携を進め地域医療のシステム化を図り、医療供給体制を充実させます。

《個別事業》

(1) 休日・夜間急患診療体制の充実 [地域医療課]

突発不測の傷病者が、症状に応じた適切な医療を受けられるように、区と都が役割を分担したうえで、区は入院を必要としない軽症の緊急患者に対応する初期緊急医療を担います。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
充実	休日急患診療事業（医科） 休日急患診療（在宅当番医制）事業 救急医療事業（脳神経外科・心臓循環器） 休日急患診療事業（歯科） 休日診療（在宅当番医制）事業（歯科） 休日夜間薬局運営事業 休日柔道整復施術事業	休日・夜間診療事業を円滑に運営するとともに、区民の需要動向に合わせ事業内容の見直しを検討します。また、区民への緊急医療体制の周知と受診案内の充実に努めます。

(2) 地域医療連携の推進 [地域医療課]

区医師会の実施する区民啓発事業や、医療連携推進事業など地域医療推進のための事業を補助し、地域医療の推進を図ります。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
継続	区医師会の実施する地域医療推進のための事業に補助	医師会の実施する区民啓発事業、医療連携センター運営事業、医療連携推進委員会運営事業など地域医療推進のための事業を助成します。

(3) 入院医療体制の充実 [地域医療課]

入院医療体制の充実を図るため、地域医療の中核となる日本大学医学部附属練馬光が丘病院および順天堂大学医学部附属練馬病院を支援します。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
充実	日本大学医学部附属練馬光が丘病院対策事業 手術室増設等工事	基本協定に基づき、計画的に病院建物の改修工事を実施します。
充実	順天堂大学医学部附属練馬病院関係事業 借地料を負担	基本協定に基づき、区は借地費用を負担します。

6 権利擁護と利用者保護の仕組みづくり

【施策の方向】

高齢者の権利擁護や、保健・福祉サービスの利用者を保護するための仕組みづくりに積極的に取り組んでいきます。

《個別事業》

(1) 成年後見制度の利用支援 [地域福祉課]

判断能力が十分でない高齢者などの権利を擁護するため、区報や講演会・研修会などを活用し、区民や保健福祉関係者に成年後見制度について周知します。また、権利擁護センター「ほっとサポートねりま」（練馬区社会福祉協議会が運営）が取り組む後見人を対象とする研修会や連絡会、成年後見制度に関する地域支援ネットワークの構築を支援します。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
充実	成年後見制度等に関する相談件数 500 件 権利擁護センター設置（17 年 10 月）	成年後見制度等に関する相談受付件数 650 件 / 20 年度

(2) 第三者などによる福祉サービス評価 [地域福祉課]

認知症高齢者グループホームなど、第三者評価事業を必須とする介護保険サービス提供事業者に対して、評価費用の助成を行います。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
充実	助成事業者数 10 事業者	助成事業者数 20 事業者 / 20 年度

(3) 福祉サービスの評価と情報提供 [地域福祉課]

介護保険サービスや支援費サービスなどの事業者が提供するサービスだけでなく、NPOやボランティア団体による家事援助サービスなどについても、情報提供や評価を行います。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
充実	有償福祉サービス団体の紹介 20 団体	有償福祉サービス団体の紹介 40 団体 / 20 年度

(4) 苦情調整機関 [広聴広報課、地域福祉課]

保健福祉サービスの利用に関する苦情を受け付ける第三者機関として設置されている保健福祉サービス苦情調整委員の機能を拡充し、区の行政サービス全般にかかる苦情等について相談を受けるとともに、救済を図ることを検討します。

区分	現況（平成 17 年度末見込み）	平成 18～20 年度の整備量・事業量等
充実	保健福祉サービス苦情調整委員 苦情・相談件数（高齢者分野） 140 件	保健福祉サービス苦情調整委員 苦情・相談件数（高齢者分野）150 件 / 年